

小田原市立前羽小学校いじめ防止基本方針

平成 31 年 4 月改定
令和 2 年 4 月見直し
令和 3 年 4 月見直し
令和 4 年 4 月見直し
令和 5 年 4 月見直し
令和 6 年 4 月見直し

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

①いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第 2 条で定めたとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

②いじめに対する基本認識

いじめは、単に子供たちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子供たち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供にも注意を払う必要がある

③いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを心がける教育活動の充実に取り組まなければならない。

- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他子供に関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子供たちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、教育委員会等と連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものであり、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子供たちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければならない。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならないなりません。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切です。

①いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子供の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶこころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。
- 子供たち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- いじめの背景にある、子供たちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 子供たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、一人ひとりの居場所がある温かな学級経営に努めることが必要です。

☆いじめの未然防止について、児童が積極的に関わる取り組みを進める。

②いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、子供たちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に子供たちの状況を把握するとともに、子供たちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえて、地域、家庭と連携して、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。

③いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本です。学校においては管理職・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況

を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要になります。

- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

④家庭との連携

- 子供たち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要です。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

⑤関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に情報共有体制を構築しておく必要があります。

⑥地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子供たちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。
- 学校関係者がP T Aや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実
- ② 児童間・教職員との信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくり、集団作りを行う
- ③ スクールボランティアの方々との活動、地域の中での活動、異学年間・異校種の交流の充実
- ④ 自己有用感をはぐくむ取組
- ⑤ 校内研修会の開催

- ⑥ 情報モラル教育の推進
- ⑦ 家庭・地域・関係機関との連携した取組
- ☆⑧ 児童主体の取り組み など

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめを見逃さない体制づくり、信頼関係の構築
- ② 子供たちの主体的な取組への支援
- ③ 定期的な教育相談等の実施計画（実施方法、時期、回数等）
- ④ 定期的なアンケートの実施計画（実施方法、時期、回数等）

実施したアンケートは職員室のキャビネットに保管。（在3年）

- ⑤ インターネットを通じたいじめの早期発見のための手立て
- ⑥ 家庭・地域・関係機関・スクールカウンセラー、ハートカウンセラー等との連携した取組 など

(3) いじめの早期解決のための取組

- ① 組織的な対応について（事実の確認や報告、情報の共有等含む）
- ② 被害児童・生徒および保護者への支援について
- ③ 家庭・地域との連携した取組
- ④ 関係する専門機関等との連携について

(4) 家庭・関係機関・地域との連携

- ① 育成会、民生委員・児童委員
- ② 学校運営協議会
- ③ スクールボランティア

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策等検討会議）を常設します。

(2) 組織の構成員

校長、教頭、総括教諭（教務担当）、教育相談コーディネーター、養護教諭、児童指導担当、当該学級担任、スクールカウンセラー

*必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(3) 組織の役割

この組織は、学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有（記録したものはキャビネット保管）
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

4 重大事態への対処について

(1) いじめの重大事態

◎次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。重大事態の定義（法第28条第1項）

① いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。) 学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

(2) 重大事態発生への報告

学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には県教育委員会にも報告します。

(3) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は、学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大自体の発生の報告を受けたし教育委員会が判断します。

【判断の考え方】

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

(4) 児童・生徒、保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及

びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(5) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会に報告します。なお、いじめを受けた児童・生徒又は、その保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、学校は予めそのことを、いじめを受けた児童・生徒または保護者に伝えておきます。

(6) フローチャート 別紙2

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

本学校基本方針については、毎年点検と見直しを行い、年度初めに全職員で共通理解を図る。

関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪350-1 小田原警察署内 電話 32-0110

○神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-7358

○小田原児童相談所

○小田原市教育委員会 教育指導課 相談電話

小田原市久野195-1

小田原子ども若者教育支援センター「はーもにい」内 電話 46-7112

1-(1) 学校の状況や地域の実情を考慮して作成します。

1-(2) 「いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決」「家庭、関係機関、地域との連携」等を視点とします。

1-(3) 必要なことがあれば記載します。

※市基本方針素案 P4～P7 参照

2 具体的な取組を示します。

※市基本方針素案 P10～P13 参照

※資料①参照

3-(1) 組織を校内に常設することを明記します。(法 22 条) 既存の組織(児童・生徒指導部会等)を有効に活用することも可能です。

3-(2) 組織の構成員を明記してください。なお、「専門的な知識を有する者その他の関係者」(法 22 条)は、心理の専門家として各中学校区に配置されているスクールカウンセラー、福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカー等を想定していますが、状況に応じて参加する場合には、「必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める」と明記します。

3-(3) 設置する組織が、いじめに関する取組の中核として担う役割を明記します

3-(4) 年間の教育活動の中で、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等につながる活動を、「いじめ防止等年間計画」として明記してください。

※市基本方針素案 P17 参照

※資料①②参照

4-(1) 重大事態としての内容を明記します。(法 28 条)

重大事態にあたるかどうかは、各校の判断となります。

4-(2) 直ちに市教育委員会に報告する旨を明記します。

調査の実施主体については市教育委員会の判断となります。

学校が調査主体となる場合、いじめ防止の組織を中核に直ちに対処すること等を明記します。

4-(3) いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して、プライバシーに配慮し、的確に情報提供する旨を明記します。

4-(4) 必要に応じて作成してください。

※市基本方針素案 P13～参照

※資料③参照

5-(1) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校での点検や基本方針の見直しをどのように行うかを明記します。